

第2章 人権に関する現状と課題

3. 人権に関する計画の取組状況（案）

I. 重点項目

1. 市民と行政との協働（人権総合計画）

市民主体の人権擁護施策の推進を図るため、甲賀市人権教育推進協議会と連携し、人権教育連続セミナーや人権教育研究大会等の研修会を開催するほか、甲賀市同和・人権事業促進協議会、甲賀市企業人権啓発推進協議会、PTA、甲賀人権擁護委員会等と市が連携を図りながら、人権に関する課題の達成に向けて自主的な取組を進めています。

2. 人権を基礎とした施策の推進（人権総合計画）

甲賀市総合計画において「ともに認めあう人権文化のまちづくり」を施策の柱の1つに位置づけ、すべての人権が尊重されることをまちづくりの基本としています。

市においては、誰もが利用しやすい公共施設の整備や情報を得られるよう広報誌や情報発信の方法を工夫するなど、あらゆる行政サービスを人権尊重の視点に立ち行っています。

3. 人権教育・啓発活動の充実（人権総合計画・人権教育基本計画）

人権教育・啓発では、3つの重点を掲げ関係する取組を推進しました。

まず、一点目の「リーダーのパワーアップから組織的な推進へ」では、地域での人権教育・啓発活動での指導を担う人権教育啓発講師を養成し、現時点で、13人の方が、本市の啓発講師団に登録いただき、市内の区・自治会での地区別懇談会等の講師として活躍いただきました。

また、保育園・幼稚園・学校の教職員、市役所の職員等に対しては、全ての業務は人権に関わるとの自覚を備えて業務を行うため、人権一般の普遍的な課題や各個別的課題をテーマとした研修を行いました。

次に、二点目の「主体的な学びの推進」では、「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、保育園、幼稚園、小・中学校で一貫した人権教育に取り組みました。また、人権を身近に感じられる啓発教材として、「一人ひとりが輝くために～人権尊重をしっているからしているへ～」を毎年作成し、地区別懇談会等で活用しました。

身近な場所で人権を主体的に学ぶ機会として、人権をテーマとした公民館講座や人権教育連続セミナーを市内各所で開催するとともに、区・自治会や人権教育推進協議会の協力を得て、区・自治会単位での地区別懇談会の開催を推進しました。地区別懇談会は、市内のほぼ全ての区・自治会で開催され

るとともに、年々、参加者数が増加しています。一方、人権教育連続セミナーでは、参加者が減少しています。

最後に、三点目の「交流や協働による地域づくり」では、人権教育推進協議会をはじめとする人権に関係する団体と連携し、人権教育研究大会を開催するなど、市民との協働による人権教育・啓発に取り組みました。

また、市民との協働により人権尊重のまちづくりを推進するため、地域の組織や団体等との連携及びネットワークの構築や、これらの団体等が実施する事業の相談及び支援等を行う「こうか市民共生ネットワーク」を設立しました。

4. 人権に関する推進体制の充実（人権総合計画）

市民・民間団体・企業と行政が連携して人権施策を効果的に推進するための人権教育・学習の場の充実に取り組むとともに、市の組織において、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため「人権尊重のまちづくり推進本部」を設置し、人権尊重の推進に係る関係部局間の連絡調整や人権尊重に係る教育及び啓発に関することなど必要な事項について協議を行っています。また、各課に人権リーダーを設置し、人権の視点に立った業務を行なえるよう、職員の人権意識向上のため様々な課題を取り上げ、研修を行いました。

5. 相談・支援体制の充実（人権総合計画）

就労、生活困窮、健康、教育、家族の問題、消費生活等の相談窓口を設置するとともに、これらの相談窓口の周知を行いました。相談の中には、さまざまな課題が複雑に絡み合った相談もあることから、適切な相談窓口につなげるとともに、生活支援のためワンストップで解決できる窓口を設置し対応しています。また、大津地方法務局、甲賀市社会福祉協議会など関係する機関や団体、市民の身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員と連携し相談を行っています。

重大な人権侵害である、児童、高齢者、障がいのある人への虐待は、早期発見することが必要であることから、通報義務について、市民に周知し、相談があった場合には、適切な支援につなげています。

II. 分野別課題ごとの施策と教育・啓発

1. 女性（人権総合計画・人権教育基本計画）

男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、「甲賀市男女共同参画計画」に基づき取組を進めています。「男性は仕事」「女性は家

事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識の解消に向けた講演会や講座の開催、啓発紙の発行等の啓発を行うとともに、女性が働きながら安心して子どもを産み育てられるよう保育園や放課後児童クラブの充実など、環境の整備を行っています。

また、DVについては、「甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」を策定し、DVについての正しい理解を啓発することにより、DVの予防、被害者の早期発見、DV被害者に配慮した相談、安全・安心の確保をはじめとした支援を関係機関と連携し進めています。

2. 子ども（人権総合計画・人権教育基本計画）

「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」を策定し、輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、しなやかで・心豊かに・たくましく育つことを願い、市民、団体、事業所等の多様な主体と行政が協働・連携しながら地域全体で子育てを応援する「子ども・子育て応援団」の取組を進めています。

子どもの健全な成長を阻害する児童虐待が全国的にも深刻かつ重大な社会問題となるなか、児童虐待の未然防止と早期発見、通報があった場合には、速やかに子どもの安全確認を行い、その家庭に対する適切な支援を関係機関と連携して行ってきました。

また、児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれのあるいじめに対しては、「甲賀市子どものいじめ防止条例」に基づき、いじめを許さない風土と文化を社会全体でつくりあげ、子どもが自らの命を輝かせ健やかに成長することができるいじめのないまちの実現に取り組んでいます。

3. 高齢者（人権総合計画・人権教育基本計画）

本市の人口が減少傾向に転じるなかで、65歳以上の高齢者人口は増加しており、これに伴い要介護認定者等も増加を続けています。

高齢者が社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍でき、介護が必要になったときも、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、市内5か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者の生活に関する相談、家族や関係者から寄せられる虐待や虐待へつながるおそれのある事例の相談を受ける体制を整えています。

高齢者虐待の予防や早期発見、早期対応を行うため、甲賀市地域ケア会議を設置し、個別事例の検討や関係機関と連携して虐待防止に向けた対応と啓発、高齢者及び養護者の支援に努めています。

また、認知症等により判断能力が低下しても、高齢者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する専門的な相談対応や成年後見制度等の利用支援、地域関係団体等への権利擁護の普及啓発を行っています。

4. 障がいのある人（人権総合計画・人権教育基本計画）

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう「甲賀市障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定し、取組を進めています。医療を受ける機会を確保するため、福祉医療の充実や公共施設等においては、誰もが利用しやすい環境整備のため思いやり駐車区画や身障者用トイレ、スロープやエレベーターの設置等を順次行いました。

また、発達の遅れや障がいなどがある子どもたちが適切な時期に必要な支援が受けられる体制の構築や環境整備を図るとともに、ライフステージの変わり目において、相談支援が途切れることがないように、「ここあいパスポート」の利用を促進し、保護者、保育園・幼稚園、学校、関係各課、支援機関が連携し、支援の継続に取り組んでいます。障がいのある人が住み慣れた地域で生活や就労ができるよう、障がい者支援施設や相談支援事業所、甲賀地域働き・暮らし応援センターなどと連携し、支援を行っています。また、多様な障がいに関する情報の周知、障がいへの理解を促す啓発を行いました。

障がい者虐待に関する総合窓口として、甲賀市障害者虐待防止センターを設置し、個々の状況に合わせた支援につなげるとともに、障がいのある人の権利が侵害されることがないように、権利擁護に関する専門的な相談対応や成年後見制度等の利用支援、地域関係団体等への権利擁護の普及啓発を行っています。

5. 同和問題（人権総合計画・同和対策基本計画・人権教育基本計画）

（1）差別意識の解消・人権意識の高揚を図る取組

不動産差別、土地差別の解消に向けて、平成23年から福祉と人権のまちづくり事業に取り組んできました。福祉と人権のまちづくり事業では、市民対象の研修会、保育園幼稚園の保護者対象研修会、公民館一般教養講座人権研修会の開催、不動産会社を訪問し啓発を行なうなどの他、甲賀市魅力ある地域づくり推進協議会へ交付金を交付し、各活動団体で行う研修会や交流事業を支援しました。

（2）地域住民の自立と自己実現を達成するための取組

平成14年、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が失効したことを受けて、一般施策の中で自立と自己実現を促し地域の活力を高めていく取組を行ってきました。

就労については、就労相談員を地域総合センターに配置し、就労相談を行ってきました。平成27年度からは商工政策課の就労相談員が地域総合センターに出向き就労相談を行う他、生活支援課に就労コーディネータを配置し、生活困窮者に対して、就労相談を含めた相談を実施しており、地域総合センターに相談があった場合も連携により、より専門的な支援が行えるよう対応

を行っています。

小集落改良住宅については、入居者の意思を尊重しつつ、生活状況や経済状況等を考慮しながら、自立に向けて住宅を譲渡しました。

子どもたちの自立・自己実現に向けた取組では、地域総合センターで、小中学生を対象に自主活動学習を開催してきました。開催にあたっては、家庭での学習習慣や基本的な生活習慣を身につけ、自己実現に向け自らの生きる力を高めていけるよう、学校、家庭、地域社会、地域総合センターが連携し、実施しています。

また、地域から要望があった場合は、市民の自由な意思を尊重し、教育集会所等を閉館しました。

(3) 住民交流を促進する取組

地域総合センターでは、誰もが利用できる開かれたコミュニティセンターとして、各種教室の開催や文化祭・スポーツ大会の開催を通じて、地域社会の住民交流が活性化し、人と人のつながりの輪を拡大させる環境づくりを行っています。

また、各地域総合センターでは、広報等により各センターの取組や活動状況を紹介しています。

6. 外国人（人権総合計画・人権教育基本計画）

甲賀市には、多くの国々から来られた外国人が生活していますが、文化や生活習慣、価値観の違いや、言語の違いなどからコミュニケーションの障壁があり、理解し合える関係が築きにくい状況があります。「甲賀市多文化共生推進計画」に基づき、多様な機会を通じて文化や生活習慣等の違いを学び合い、お互いにコミュニケーションを深めながら相互理解のきっかけづくりを行うため、甲賀市国際交流協会と連携し国際交流事業や国際理解教室などの取組を実施しています。

また、外国人が生活に必要な知識や情報を得られるように、広報やパンフレット等の多言語表記や、やさしい日本語の使用に努めるとともに、各種手続・申請や生活上の相談を外国語で行えるよう、市の窓口に通訳を設置してきました。保育園では、必要に応じて母語支援員を設置し、また、学校においては、日本語指導のための教員の配置や、母語支援員の派遣等、学力保障のための取組を行っています。